

## 入札保証金について

### 1 入札保証金の額

入札保証金の額は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額（消費税を含む金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となる。

また、入札書の提示までに入札保証金が納入済みであることを証する書類または入札保証金免除に該当することを確認できる書類を提示しなければならない。

### 2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、

その証書を入札参加資格確認申請の〆切までに提出した場合

提出書類：保険証券

提出期限：令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで

留意事項：提出された保険証券は返却しない。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間の間に履行期限の到来した二以上の契約を締結した実績を証明できる書類を入札参加時に提出し、認められた場合。

提出書類：同種・同規模の履行実績確認票（第2-1、2-2号様式）及び  
契約書（写）

提出期限；令和6年12月13日（金）午後5時まで

（※一般競争入札参加資格確認申請書と併せて提出すること）

留意事項：過去2箇年とは令和4年12月6日以降に履行期限が到来した  
契約実績とする。

### 3 入札保証金の支払い方法

次のいずれかに方法で入札保証金を支払いすることとする。

#### (1) 現金で納付する場合

下記ア～エの手順により行うものとする

ア 入札保証金納付書発行依頼書及び債務者登録票を提出

入札保証金納付書発行依頼書（第7号様式）及び債務者登録票（第8号様式）

に必要事項を記入し、令和6年12月13日（金）午後5時までに沖縄県八重山

農林水産振興センター家畜保健衛生課（八重山家畜保健衛生所）へ提出する。

#### イ 納付書により納付

上記のアに基づいて沖縄県八重山農林水産振興センター家畜保健衛生課（八重山家畜保健衛生所）にて納付書を発行し、入札保証金納付書発行依頼書に記載の住所あてに送付する。納付書を受け取り、令和6年12月23日（月）までに取扱金融機関（下記記載）にて納付する。

#### ※納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、  
沖縄県農業協同組合、商工組合中央金庫那覇支店

#### ウ 納付確認

入札執行に先立ち、令和6年12月24日（火）午後5時までに領収書の写しをFAXまたはメールで提出し、八重山家畜保健衛生所の担当職員（高江洲、平安山）から確認を受けること。

エ 落札者を除く入札参加者は入札終了後、入札保証金還付請求書（第9号様式）に必要事項を記入し、沖縄県八重山農林水産振興センター家畜保健衛生課に令和7年1月10日（金）午後5時までに提出すること。

## (2) 小切手で納付する場合

下記ア～エの手順により行うものとする

### ア 納付方法

下記の場所へ令和6年12月23日(金)午後5時までに直接持参し、八重山農林水産振興センターが発行する保管証と引き替える。

### イ 納付場所

沖縄県八重山家畜保健衛生所(沖縄県石垣市宮良1-2)

### ウ 還付方法

入札終了後、即日に還付。領収証に記名・押印のこと(落札者以外)

## 5 入札保証金の還付

落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を八重山家畜保健衛生所へ提出し、約2週間後に指定された口座に振り込まれる。落札した場合は、納付すべき契約保証金(※)の全額又は一部に充当する。

※落札した場合、契約保証金として契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

## 6 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

## 7 入札保証金への利息

入札保証金に代えて納付される小切手には、利息をつけないものとする。

### 【関係法令等】

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の入札保証金）

第百六十七条の七 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

沖縄県財務規則（抄）

（入札保証金）

第100条 令第167条の7（令第167条の13及び令第167条の14において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の率は、見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上とする。